

呉市一般競争入札（事後審査方式）公告共通事項【建設工事】の
一部改正について

1 改正概要

入札参加資格要件における営業停止処分への取扱いについては、文言上の解釈に疑義が生じることのないように当該解釈を明文化します。

2 新旧対照表

改正前	改正後
1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (2) ケ 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていないこと。	1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (2) ケ 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（ <u>本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容</u> <u>を含まない処分を除く。</u> ）を受けていないこと。

3 改正の実施日

令和 7 年 9 月 1 7 日

（下記要綱等も同様に改正）

- ・ 呉市一般競争入札（事前審査方式）公告共通事項【建設工事】
- ・ 呉市建設工事 一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱
- ・ 呉市建設工事 一般競争入札（事後審査方式）事務処理要綱